

霧島市条例第25号
令和5年9月7日

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年霧島市条例第47号) の一部を次のように改正する。
第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。